

【緊急情報】

『郡山商工会議所会報』2026 年 9 月号(第 845 号) 掲載内容の訂正とお詫び

平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2026 年 9 月 1 日に発行いたしました『郡山商工会議所会報』2026 年 9 月号(第 845 号)におきまして、一部記載に誤りがございました。

つきましては、下記の通り訂正させていただきます。

記

【対象媒体】『郡山商工会議所会報』2026 年 9 月号(第 845 号)

【訂正箇所】

■ P.20「専門家 Q&A」記事内

Ⅲ. 免税事業者等からの仕入に係る経過措置の見直し

【誤】

期	改正前	改正後
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	80%	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日	50%	50%
令和 9 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	50%	50%
令和 10 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	50%	50%
令和 11 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	-	50%
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	-	30%

【正】

期	改正前	改正後
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	80%	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日	50%	70%
令和 9 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	50%	70%
令和 10 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	50%	50%
令和 11 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	-	50%
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	-	30%

会員の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑とお手数をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は確認体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。

以上

2026 年 9 月 1 日

郡山商工会議所

令和8年度 消費税改正のポイントについて

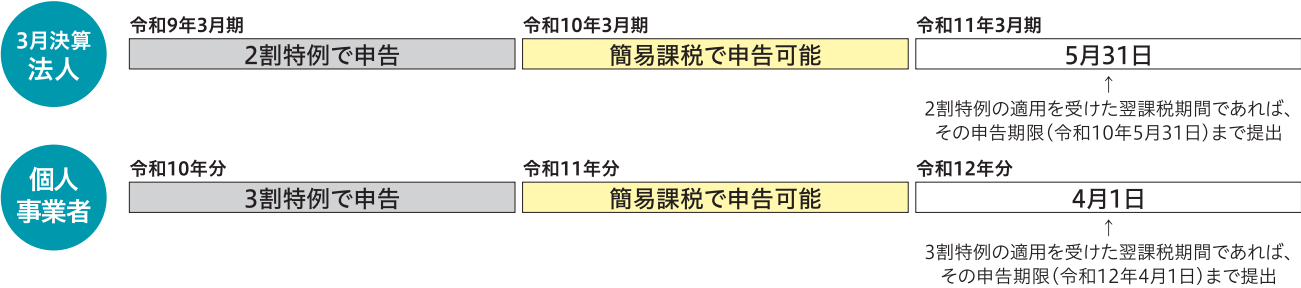
I. インボイス経過措置の見直し等

2割特例の廃止と3割特例の創設

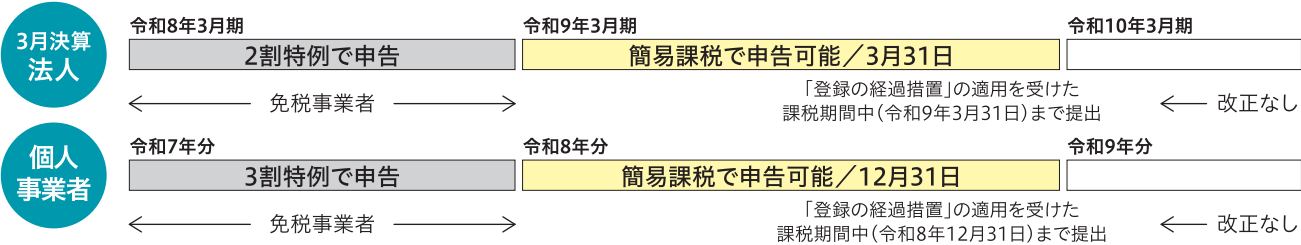
- ①2割特例は、適用期限（令和8年9月30日までの日の属する課税期間）の到来をもって廃止。
- ②適格請求書発行事業者のうち、基準期間の課税売上が1,000万円以下の個人事業者は、令和9年分、10年分の消費税について、納付税額を課税標準に消費税の3割とする経過措置が創設。消費税の3割とする経過措置が創設（法人は適用不可）。

II. 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

- ①原則適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出
- ②2割特例及び3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る選択届出書の提出期限



- ③「登録の経過措置」の適用を受けてインボイス登録をした場合の登録日の属する課税期間に係る選択届出書の提出期限



III. 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

控除可能割合の緩和を行った上で、適用期限が2年延長

期	改正前	改正後
令和5年10月1日 ~ 令和8年9月30日	80%	80%
令和8年10月1日 ~ 令和9年9月30日	50%	70%
令和9年10月1日 ~ 令和10年9月30日	50%	70%
令和10年10月1日 ~ 令和11年9月30日	50%	50%
令和11年10月1日 ~ 令和12年9月30日	-	50%
令和12年10月1日 ~ 令和13年9月30日	-	30%